

第九十三号議案

江戸川区篠崎児童発達支援センターの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区篠崎児童発達支援センターの指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区篠崎児童発達支援センターの指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区篠崎児童発達支援センター	市川市富浜二丁目二番一八号 K I Yビル二階	株式会社エルチェ 代表取締役 今井 良行	令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

（説明）

令和四年四月一日から、新たに江戸川区篠崎児童発達支援センターの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。